

佐賀市まちづくりファンド活用事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市民主導による中心市街地の賑わいづくりや歴史的建造物等を活かした交流の場の整備など、まちづくり活動を行う市民活動団体等に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、佐賀市補助金等交付規則（平成17年佐賀市規則第64号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助事業者)

第2条 補助金交付の対象となる事業者（以下「補助事業者」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 市内に建造物等を所有する者（当該建造物等の改修及び改修後の利用について承諾を得ている者を含む。）

(2) 活動の拠点が市内に存する者

2 補助事業者は、自己又は組織の役員等が、次の各号のいずれかに該当するものであってはならない。

(1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）（以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

(2) 暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

(3) 暴力団員ではなくなった日から5年を経過しない者

(4) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

(5) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

(6) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

(補助事業)

第3条 補助金交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、別表1のとおりとする。

2 前項の事業が次の各号のいずれかに該当する場合は、この要綱による補助金交付の対象としない。

(1) 政治又は宗教を目的とするもの

(2) 国又は県の補助を受けるもの

(補助対象経費及び補助率等)

第4条 補助金交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表2のとおりとする。

2 補助率及び補助金の上限額は、別表1のとおりとする。

3 補助金を計算する場合において、その額に千円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

(補助事業の募集及び交付の申請)

第5条 市長は、補助事業を募集するときは、公募するものとする。

2 補助事業に応募する者（以下「申請者」という。）は、佐賀市まちづくりファンド活用事業補助金交付申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 事業計画書

(2) 収支予算書

(3) 誓約書

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

3 前項の規定により申請書を提出するときは、当該補助金に係る補助対象経費から消費税等仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の額及び当該額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た額の合計額をいう。以下同じ。）を減額しなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(補助事業の選考及び交付の決定)

第6条 市長は、前条の規定により申請された補助事業を選考するため、審査委員会を置く。

2 審査委員会は、公開プレゼンテーション等を実施のうえ事業内容を審査し、その結果を市長に報告するものとする。

3 市長は、補助事業を決定したときは、その決定の内容及びこれに付した条件を佐賀市まちづくりファンド活用事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(審査委員会)

第7条 前条第1項の審査委員会は、有識者等により構成する。

2 審査委員会に関して必要な事項は、市長が別に定める。

(補助事業等の変更)

第8条 補助事業者は、補助事業の内容又は経費に変更のある場合においては、佐賀市まちづくりファンド活用事業変更申請書(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

(実績報告)

第9条 補助事業者は、事業の実績を報告しようとするときは、佐賀市まちづくりファンド活用事業実績報告書(様式第4号。以下「実績報告書」という。)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 事業実績書

(2) 収支決算書

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前項の実績報告書の提出期限は、事業完了後30日以内とする。

3 第5条第3項ただし書の規定の適用を受けた補助事業者は、第1項の実績報告書を提出するときは、当該補助金に係る補助対象経費から消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(補助金の額の確定)

第10条 市長は、前条の規定により実績報告を受けた場合において、その内容を審査し、適当であると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、佐賀市まちづくりファンド活用事業補助金確定通知書(様式第5号)により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第11条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、佐賀市まちづくりファンド活用事業補助金(概算払)交付請求書(様式第6号)を市長に提出しなければならない。

2 補助事業者は、補助事業の遂行上必要である場合においては、当該補助金の一部又は全部を概算払で請求することができるものとする。

3 市長は、前2項の規定により補助金の交付の請求があったときは、速やかに補助金の交付を行うものとする。

(財産処分の制限)

第12条 規則第17条ただし書に規定する市長が定める期間(以下「処分制限期間」という。)は、補助事業が完了した日の翌日から起算して当該補助事業に係る建造物等(以下「補助建造物」という。)について減価償却資産の耐用年数等に関する

省令（昭和40年大蔵省令第15号）が定める耐用年数（以下「耐用年数」という。）を経過する日までの期間とする。

- 2 補助事業者は、処分制限期間において補助建造物を処分しようとするときは、財産等処分承認申請書（様式第7号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

（財産処分の場合の納付金）

第13条 前条第2項の場合において、補助事業者は、交付された補助金の額に補助建造物の処分の日の翌日から処分制限期間の末日までの年数（1年未満の端数の期間は切り捨てるものとする。）を乗じ、かつ、耐用年数で除して得た額に相当する額（補助事業が完了した日後処分の日までの間に補助建造物の修理等のため補助事業者が負担した経費がある場合は、これに相当する額を控除した額。以下「納付金」という。）を市に納付しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、補助建造物を市に譲り渡した場合その他特別の事情がある場合は、市は納付金の全部又は一部の納付を免除することができるものとする。

（補助事業の成果発表）

第14条 市長は、市内のまちづくり活動の機運を盛り上げるため、補助事業者に対して補助事業の成果の公表等を求めることができる。

（補則）

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

別表1（第3条、第4条関係）

1 市民主導による街なか通り導線づくり事業

補助事業区分	補助率	補助金の上限額
(1) 中心市街地のうち市が定める区域（以下「街なか」という。）における空き地又は空き店舗を活用した公共空間等を創出するための事業であり、建造物等の整備又は改修（以下「施設整備等」という。）に関する事業	補助対象経費の 2分の1	300万円
(2) 街なかにおけるファサード部分の施設整備等に関する事業	補助対象経費の 2分の1	100万円
(3) 街なかにおける水路を活かした施設整備等に関する事業	補助対象経費の 2分の1	200万円

備考 同一の建造物等に係る補助金の総額は、400万円を上限とする。

2 中央大通り沿道賑わい空間創出事業

補助事業区分	補助率	補助金の上限額
中央大通りにおいて、市が定める中央大通り沿道賑わい空間創出事業実施要領（以下「実施要領」という。）に基づき行われる事業であり、中央大通りから感受できる賑わいの創出やシンボルロードとして魅力ある街並み景観の創造に寄与する施設整備等に関する事業	補助対象経費の 2分の1（ただし、備考3の付帯事業のいずれかを同時に行う場合は、3分の2）	400万円 （ただし、備考3の付帯事業のいずれかを同時に行う場合は、600万円）

備考 1 補助事業の項目に係る整備基準は、実施要領において別に定める。

2 同一の建造物等に係る補助金の総額（備考3の付帯事業に係る補助金を含む。）は、600万円を上限とする。

3 次の表に掲げる付帯事業のいずれかを同時に行う場合は、同表の規定により算出した補助金を加算する。

補助事業区分	補助金の上限額
(1) 快適な歩行空間の創出に関する事業	200万円
(2) 憩いと交流が生まれる空間の創出に関する事業	200万円
(3) 水辺を活かした親水空間の創出に関する事業	100万円
(4) 自転車利用者に優しい駐輪機能の確保に関する事業	50万円

注 この表の(1)に掲げる事業において、当該事業に係る整備面積が20㎡未満の場合は、加算する補助金の上限額を1㎡あたり10万円として算出する。なお、当該上限額を算出する場合における整備面積は、㎡単位（小数点以下の端数は切捨て）とする。

3 歴史的建造物等活用事業

補助事業区分	補助率	補助金の上限額
(1) 歴史的建造物や景観を活かした交流促進を行うための施設整備等に関する事業（以下「歴史的建造物等活用事業」という。）	補助対象経費の 4分の3	500万円
(2) 佐賀市重要建造物等に指定された建造物等を活かした交流促進を行うための施設整備等に関する事業（以下「重要建造物等活用事業」という。）	補助対象経費の 4分の3	600万円

備考 1 歴史的建造物等活用事業の同一の建造物等に係る補助金の総額は、500万円を上限とする。

2 重要建造物等活用事業の同一の建造物等に係る補助金の総額は、600万円を上限とする。

別表 2 (第 4 条関係)

【補助対象経費】

1 施設整備等を行うため直接必要となる経費

- (1) 工事請負費
- (2) 資材購入費
- (3) 修繕費

2 施設整備等に併せて必要となる経費

- (1) 設計費
- (2) 工事監理費

【補助対象外経費】

- (1) 整備等のための企画・検討、事前調査、講師招致、視察等に要する経費
- (2) 事業や建造物等の広報に要する経費
- (3) 建造物等を活用したイベント活動等に要する経費
- (4) 什器・備品等の購入に要する経費
- (5) 土地・建物の購入に要する経費
- (6) 建物の維持管理に要する経費
- (7) その他、水光熱費、人件費、交通費、出張旅費など